

随意契約（相手方指定）調書

件名	投票用紙自動読取分類機運用保守委託	No.5200450
工（納）期	平成24年 9月25日から平成24年11月12日	
契約締結日	平成24年 9月24日	
契約金額	592,200円（消費税込み）	

契約相手方	グローリー株式会社 首都圏支店
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H24.9.14

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>投票用紙自動読取分類機運用保守委託</p>
<p>選定業者 (案)</p>	<p>名称：グローリー株式会社 首都圏支店 所在地：文京区本郷三丁目14番7号NF本郷ビル 代表者：支店長 田中 英登</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川区長選挙（平成24年11月11日投票、翌日開票）における、投票用紙自動読取分類機を安定的に運用するための保守等の業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、区が導入している投票用紙自動読取分類機の開発元であり、プログラム及びデータ作成ツールの著作権を所有し、システムダウン時の復旧対応等を含めた運用等の業務を履行できる唯一の業者であること。</p> <p>②平成23年4月執行の統一地方選挙における保守委託も上記業者に委託しており、履行状況は良好であること。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を契約する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>